

豊栄さわやか老人福祉センター使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき，豊栄さわやか老人福祉センターの使用料の徴収事務を平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間，次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成31年4月19日

新潟市長 中原八一

徴収事務を行う場所	徴収受託者
新潟市北区東栄町1丁目1番35号 豊栄さわやか老人福祉センター	新潟市中央区八千代1丁目3番1号 社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 会長 関 昭 一